

委員長 傍聴につきまして、ご報告いたします。

本日の教育委員会会議にお二方から傍聴したい旨の申し出がございました。

教育委員会傍聴人規則に基づきまして、これを許可いたしたいと思っておりますので、どうぞご了承ください。

開会

委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成14年7月定例教育委員会会議を開催いたしたいと思っております。

大変お暑い中、ご参集いただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事録署名委員の選任

委員長 開会に当たりまして、本日の会議録の署名人を檜山委員にお願いいたします。

議案の提出

委員長 それでは、日程に従いまして議事を進めてまいりますが、本日ご提案申し上げます議題は、議案4件でございます。そのほか報告等若干ございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第54号

委員長 それでは、初めに議案第54号「松戸市指定文化財の指定について」を議題といたします。

事務局からご説明をお願いします。

社会教育課長補佐 それでは、議案第54号「松戸市指定文化財の指定について」ご説明申し上げます。

松戸市文化財の保護に関する条例第4条の規定に基づき、松戸市指定文化財に指定するも

のでございます。

提案理由といたしましては、松戸市文化財審議会の答申がございまして、その答申をいただきましたので、それに基づきまして市指定文化財の指定をするものでございます。

資料の折り込みの次のページに、文化財審議会の答申がございまして、それを読み上げさせていただきます。

平成14年5月17日、松戸市教育委員会教育長、齋藤功様。松戸市文化財審議会会長、坂本勝比古。

松戸市指定文化財の指定について（答申）

平成13年3月5日付松教生社第460号をもって諮問のありました松戸市指定文化財の指定について、審議の結果、次のとおり決定したので答申します。

記といたしまして、1、安蒜家長屋門（有形文化財・建造物）。指定の適否、適と認められる。指定の範囲、長屋門1棟（附、天保11年正月棟札1点）。指定の理由、別紙「松戸市文化財指定調書」記載のとおり。この後ろに指定調書等が添付されております。

2、土屋家長屋門（有形文化財・建造物）。指定の適否、適と認められる。指定の範囲、長屋門1棟（附、明治27年土屋七郎平屋敷図銅版画原版1点）。指定の理由、同じく「松戸市文化財指定調書」記載のとおりでございます。

それから3番目、小山樋門橋（有形文化財・建造物）。指定の適否、保留。保留の理由、樋門の構造に関してさらなる調査が必要である。意見といたしまして、再度の調査結果を待って答申することが妥当である。

若干補足説明させていただきますと、小山樋門橋、現在坂川にかかっておりますが、水面下の基礎構造に関する調査が、川でございましてなかなか難しいということで、図面といたしましても、水面の上だけが今のところ完成しております。河川課の方で親水計画によりまして、坂川のこの部分を全面的に調査する予定があるというふうに伺っております。その調査では、基礎構造が明らかになるということでございまして、その結果を待って答申したいというような審議会のご意見でございました。

4番、二十世紀梨の原木（有形文化財・歴史資料）。指定の適否、適と認められる。指定の範囲、二十世紀梨の原木1点。指定の理由、別紙「松戸市文化財指定調書」記載のとおり。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

お聞きのとおりでございまして、4つ、これは教育長の方から諮問を出したんだろうと思

いますが、今、説明を受けました後に資料がついております。松戸市指定文化財調書というのがありまして、そこに、例えば安蒜家の長屋門につきましての、その時代、規模、形式、現状、文献等の詳細の調査がついております。これに基づきまして適否が決められたものであると思いますが、かなり長い説明がついてまして、どういたしましょう。これ簡単にお目通しいただけますか。かなり詳細の指定の理由がございまして、私は一応これを読ませていただきました。それで理由はよく十分理解ができたところでございます。どういたしましょうか。

飯沼委員 私も見させていただいて、たまたま千駄堀、よく遊びに小学校から行ってましたので、大変立派____安蒜家の方もそうですし、土屋家の方も立派な長屋門で貴重なな

思っておりますので、こういうようなご判断をいただけるとありがたいなと思っております。ぜひこれはとりあえず長屋門に関して、2つはすてきな案件だなと思っておりますので、賛成で、お礼申し上げたいと思います。

もう1つ、これに関連するんですけども、たまたまこの説明書で皆さんご存じのとおり、安蒜家の家の方なんですけれども、1584年、非常に古い小金牧の牧主として務めておられたという歴史的なこともあると思いますが、その後も大事にされておまして、これは今回は長屋門の件が出ております。たしか数年前に私長屋門も含めて、今住んでいらっやらないんですけども、民家としては松戸でも誇るべき安蒜家の建物だと思います。

この中にありますとおり、最も古い建物で、かつもっとも規模の大きな建物であると。実際、安蒜家は新しく家を建てて、お隣に住んでらっしゃいますので、保存が非常に大変だという話をちょっと聞いておったものですから、数年前にちょっとお話をしたと思います。なかなか家までは大変なことだと思うんですが、松戸市で何らかの形で家の方も庭も含めて開放していただくようなお願いができるとうありがたいなと。というのは、森と広場のちょうど南口に面してまして、大変森と広場に行ったときに印象深い建物、よく絵の好きな方はあの民家の絵をかいたりして、昔から残っている部分もあると思います。

そんな意味で、今回は長屋門の件なんですけれども、別に頼まれたわけでも何でもありませんが、私は森と広場大好きで時折行くものですから、家の方も何らかの形で一般市民に開放して見せていただけるような形がとれると、長屋門と同時にすばらしい建築的なもの、昔の家そのもの、大変広くて私は見せていただいたんですが、いい場所だなと。小学生、中学生が見ても、ああ、日本の昔の武家屋敷というか、家、こういうものだったのかなと言われるような台所だとか馬屋だとか柱とか、居間も含めて大変すばらしいなと思っております。

皆さんご存じのとおり、横浜にも三溪園に民家残ってるのがありますがけれども、それにも勝るくらいかなと思うくらい、中は立派でした。その辺もちょっと参考に、また教育委員会の方から、担当の方からお調べいただきながら、予算に限度がありますので、お持ちの安蒜さんとお話いただく機会があったらありがたいなという要望をお願いさせていただきます。

以上です。

委員長 先生方の方でご質問、あるいは何かご意見ございますか。

檜山委員 この梨の方の原木、これは確かにこれが原木だという確証というか、証拠は園芸学部の調査によるものなんですか。

社会教育課長補佐 原木自体は昭和22年に枯死いたしまして、それを市の方で引き取って、それでそのまますぐ保存処理をして、かつて文化ホールに保存してあったということでございます。これ自体は審議会の中で文化財審議委員の植栽学の藤井先生に見ていただいております。

委員長 今は博物館にあるわけですね。

社会教育課長補佐 現在は博物館の展示室に展示してあります。

委員長 展示してあるんですね。

それでは、これ文化財の指定をすると、どういうことになるわけですか、原則的には。例えば、個人のお持ちの方が自由に修理をすとか、手を入れるとか、売却すとか、そういうことできなくなっちゃうわけですか。

社会教育課長補佐 売却は特に制限ございませんが、修理や、それからもし売却されて持ち主が変わる場合には届け出が必要になります。

委員長 あとはそういう修理なんかは市の方も責任持つてするというふうなことになるんですか、もし必要が生じた場合には。

社会教育課長補佐 はい、修理の場合も届けをいただくようになるとは思いますが、補助制度がございまして、何割といった形になるとは思いますが、補助ができるようなシステムになっております。

委員長 さっき飯沼先生がおっしゃったように、例えば市民の方がそれを参観したいというような場合はどうしたらいいの。

社会教育課長補佐 所蔵が公共 例えは二十世紀梨の原木のように博物館という場合は

常時公開しているんですが、それ以外のものに関しましては、所有者の方の同意をいただくという形になりますので、例えば長屋門にしましても、中に入って内側から見ることは一応

許可をいただいてという形になりまして、あとは史跡めぐり等の行事の中で公開していくと、そういう形になるかと思えます。

委員長　それではよろしゅうございますか。

それでは、54号につきまして、採決させていただきます。

議案第54号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長　それでは、ご異議ないものと認めまして、議案の第54号は原案どおり決定いたしました。

議案第55号

委員長　それでは、次に議案第55号「平成15年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」を議題といたします。

ご説明ください。

市立高校担当室長　議案第55号「平成15年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」ご説明いたします。

松戸市立高等学校管理規則第19条の規定によりまして、学校長が選定いたしました平成15年度に使用する教科書について採択していただくために提案をするものです。

提案内容のご説明の前に、市立高等学校で使用する教科書の選定採択の手順について簡単にご説明いたします。

まず、毎年、千葉県教育委員会より次年度に使用する予定の教科書の必要数の報告依頼が送付されまして、市教育委員会が市立高等学校に教科書の選定作業を依頼いたします。高等学校では、松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針等、関係法令に基づきまして、文部省検定済み教科書目録の中から、次年度に使用予定の教科書を選定し、教科書見本を添えて市教育委員会に報告されます。

市教育委員会では教科書採択に関する方針等に基づきまして、適切に選定されたものかどうかを確認し、教科書採択意見案を作成いたしまして、教育委員会会議に諮ります。教育委員会会議の議決を得まして、次年度使用教科書が採択決定されます。

この採択決定を受けまして、市立高校は次年度使用教科書報告書を作成し、県教育委員会に報告いたします。今年度の報告期限が7月19日金曜日、以上が例年の手順ですが、今年度

につきましては、県教育委員会からの依頼を待たずに、5月中旬に市立高等学校へ選定依頼をしております。したがって、選定期間が平年より2週間ほど長く確保されております。

また、今年度より教科書の選定データにつきましては、学校長より報告していただくことといたしました。後ほど学校長の方からご説明させていただきます。

なお、この報告書につきましては、お手元にお配りしてありますのでご参照ください。

それでは、提案の内容についてご説明いたします。

議案の1ページ及び2ページをごらんください。

採択教科書一覧でございます。左側から科目、教科書名、新規継続の別、出版社、学年・学科の順になっております。

右端の普、それから国とありますが、普は普通科の意味であります。国とありますのは、国際人文科を意味いたします。このうち、新たに選定された教科書についてまとめたものは、3ページの新規教科書採択調査票です。左から、科目、教科書名、出版社、学年・学科、採択の方針、難易度の順になっております。

採択の方針の欄につきましてご説明いたします。

議案の一番最後のページをごらんください。松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針を添付してございます。

この「2.教科書の選定」の中の各項目につきまして、それぞれの教科書がこの方針に適合しているかどうかについて記載したものの、それが3ページの採択方針の欄であります。この3ページの採択方針の欄の中で、検定年度というのがありますが、ここに新とありますが、平成15年度からスタートいたします新学習指導要領に基づきまして選定された教科書を意味します。その他につきましては、当該の表記年度に検定を受けたことをあらわしていません。

また右端の難易度につきましては、同じ出版社から発行されている同種の教科書の中で、いわゆる進学校向けのものを上級、標準的なものを普通と表記いたしました。

次に、採択の方針欄の各項目についてご説明いたします。

まず、教育課程に即しているかについてですが、平成13年度の市立松戸高等学校教育課程に合致した教科書選定にしているか否かについて確認するものであります。

それから、検定年度の欄ですが、これにつきましては、文部科学省の検定基準等に基づくものかについて調査をしたところ、それぞれ当該年度の文部科学省の検定を受けており、文部科学省独自の高等学校教科書検定基準及び松戸市立高等学校で使用する教科書の採択方針

に適合していることを確認したものです。

3番目に、慎重かつ公正に選ばれたものかにつきましては、高等学校の教科関係者の意見を聞き、慎重かつ公正に選定されたものかを判断基準といたします。このことにつきましては、各教科担当者間で協議、検討の上、校長に具申をされ、それを受けて校長が決裁、選定したものであることを確認しております。

それから、生徒の実態に即しているかにつきましては、生徒の興味、関心、進路希望等に応じまして、各教科ごとに総合的に判断をして、生徒にふさわしい教科書として選定されたものであることを選定理由書及び学校長の選定報告書より確認しております。

きょう、事務局で事前に調査をした結果、すべての教科書が教科書採択の方針に合致しておりましたことをご報告いたします。

議案の4ページから26ページにかけて、新たに選定されました教科書の選定理由について掲載しております。ごらんください。

なお、国際人文科の英語科目につきましては、文部科学省検定済みの教科書が発行されておりません。したがって、市立高等学校管理規則第20条の規定によりまして、準教科書として承認することとなりました。その一覧及び選定理由につきましては、先ほどお配りさせていただきました資料のとおりですので、あわせてご参照ください。

以上です。よろしく願いいたします。

委員長 今詳しくこの教科書を採用するにつきましての県の教育委員会からの指示等々含めまして、詳細の説明がございました。基本的にはお手元の添付資料の27ページにございますが、松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針、これに合致する、そういう手順を経ましてここに提出されたものでございます。

特に、先ほどご説明の中では、従来は6月ごろ県の方から依頼がありまして、それから出発するところを、今年度につきましては、指導要領が新しくなったということもあり、かつ高等学校側としては慎重にやりたいということで、県の教育委員会からの指示に先立ちまして、5月の中旬からこの選定作業を進めたと。2週間以上も時間をかけて慎重に、そういう手順をおとりになったということが今の説明でお聞きのとおりでございます。

さっき、校長先生からご説明ということがありましたので、それを承りましょう。

市立松戸高等学校校長 教科書の選定に当たりましては、生徒の学習に関することですので、慎重を期して教員の方も指導しておりますし、私の方でも対応を十分に配慮して行っております。

選定に当たりまして、注意することですが、まず生徒の実態を十分に把握すること。それから特定の教員が部分的に選ぶんじゃなくて、教科、または職員もそういう総合的な物の中で選定をすること。それから保護者、生徒の希望等、そういうことも日常の授業、それから保護者面談等で把握しながら臨むというようなことに十分留意をするとともに、各研修会等で検討を重ね、また幅広い教科書を参考にしながら選定をするというような指導をしながら、各担当で選定をいたしました。それを確認してみたところ、本校の現時点での生徒の実態に非常に適合していると、私の方で判断をいたしまして、この報告書を出させていただきました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

ご説明を踏まえまして、先生方の方で何かご質問あるいはご意見ございませんでしょうか。

この資料の教科書選定理由書というのが、国語総合、大和田先生の理由書と署名、捺印がございまして、これからずっと26ページまで、各教科についてございます。これはもう先生方既にお目通しいただいたところであろうかと思いますが、そういう点で何かご異議と申しますか、何かご疑問ございませんでしょうか。

飯沼委員 一通り見せていただいて、今経過報告もいただきましたので、どのような形で選んだのかなということが総体的にわかりました。大変熱心に何度か会合を開いていただいて、二、三ご質問しようかなと思っていたんですけども、ほとんど答えが出てきてますので、慎重にやっつけていただいているようですし、私は特別異議ございません。

ただ、総体的に見た中で、国際人文科の関係がことし卒業生が出まして、今までと違った努力もなさっていただいているようですので、普通科と国際人文科に対しての、教科書選定における総体的な配慮というようなことを伺えたらなと思います、細かいことは結構ですが。

例えば、教科書、特に人文科の場合は普通科と違ってかなり特色ある内容の努力をしておいでだと思います。1期生卒業になって、進学も決まり、またその他、大変な努力でいい成果を上げていらっしゃるなと思っておりますが、さらにまた新しいスタートという形で出発しておりますので、教科書を選ぶに当たって、特に普通科は普通科の努力しているところ、人文科は人文科としての特色を出したいという、その辺の総体的な基本的な考え方でこういうふうになりましたというのを付け加えていただけるとなおありがたいです。

市立松戸高等学校校長 細かい点は教頭の方から述べさせていただきますが、まず大筋で

国際人文科につきましては、外国へ出たときに、日本特有の歴史的な感覚を十分に身につける。それから、それに対する国語力、これも十分に身につける。それから、やはり外国と接するときの英語力、これも十分に身につけるといふことで、将来的にわたって、この3教科が特に重点的な教科として単位数増加といふことで盛り込まれています。そういうことで、現時点、やはり国際人文科につきましては、1年から3年まで並列の教室にして、普通科とは別枠の対応と。上級生のものを見ながら対応していくといふようなことも講じております。いずれにしましても、国際人であるといふ自覚を普通科より以上に高めていきたいと。それに伴っての学力を向上させていきたいといふのが大筋です。細かい具体的なことにつきましては、じゃ……

市立松戸高等学校教頭 国際人文科、ことしの3月、1期生が卒業しまして、やはりその進路結果等を見ますと、非常にバラエティーには富んでいますけれども、よく頑張ったなど。

ちなみに、細かいことはお話しして時間がかかりますので難しいんですが、4年制大学の方は、主に外国語、国際政治学部、文芸、教育学部とかいうところですね。含めまして、37.5

%が現役で大学に入っているといふことです。あと、ネバダ、カリフォルニア州立大学に行くための専門学校に今入っているといふことで、英語のある程度の特訓等の力がつけば、そのネバダのカリフォルニア州の大学に入るといふこともあります。

短大の方も、やはり経済、英文、経営情報とかさまざまな分野ありますけれども、15%の生徒が入っています。

専門学校の方は22.5%、それでここに関しましては、調理師学校とか附属看護病院とか、実にさまざまな自分の適正に合いました、また見つかった適正に向かって進路を決めたといふことだと思えます。

就職の方は10%4人でした。マツモトキヨシ、それからネットエンタープライズとか、いろんなところ、関係に行っています。

未定の子は6人といふことで、15%が未定だったといふことですが、ただいわゆる浮いた方向じゃありませんで、専門学校とか4年制大学に向かって浪人に入ったといふ感じで、いわゆる進路に関しましてはこれから見てわかりますように、初めてできた英語を中心とした、そのほかの国語、社会の増単、かなりの勉強をしているといふことで、進路の方向は着実にでき上がってきているんじゃないかなといふふうに思います。ちなみに2期生の方なんですが、2期生の方は大学、短大希望が27名です。専門学校が9名、就職が3名と、こういう希

望で動いています。今の2年生、1年生の方も大筋こういう方向で動いています。

そういうことで、ALTの3人の方を1クラス3つに分解してティーム・ティーチングをやるとか、学校の特定科目、スピーチとか、その他、特有の教科としまして、国際関係とか人文基礎とかということで増単しながらやっています。英語に関しましても卒業までに2級とらせるようにということで、大きな目標を掲げながら、英語検定試験ですね、やっております。もちろんこれはそういう形が普通科の方の英語の指導にもそのまま普遍して生きていきまして、単位数そのものは少ないんですが、英検等に関しましては普通科の子もかなり受けているし、それから国際関係のさまざまな交流にも普通科の子でも入っているということで、普通科の場合には理科系とか文科系とかさまざまに分かれていきますが、国際人文科の場合には本当に国際、英語を中心としたいいわゆる文化人、文化教養をさらに身につけていくという教育課程になってまして、進路関係の方は、普通科が一番最新の情報ですと、大学が30.4%、短大が12.2%、専門学校が32.4%、就職が8.5%、就職未定等が16.5%ということで、ほぼ似ているかと思いますが、大学進学したいという子がこういういろんな形のどちらの学科でも出てきているという現状があります。ちょっと話がまとまりませんでしたけれども、そういう中で教科書の方も、こちらは教科書で教えるといいつつも、生徒にとっては教科書は大きな位置占めてますので、いろんなものから見ていて、やはり生徒に一番力を与えるんじゃないかなということで、選定をいたしました。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

市立高校につきましては、申し上げるまでもなく、市として経営している学校ですので、市民に対しても県立とは違った責任があると思うんですね。それで、特色ある教育ということで、特に国際人文科というものを新設して、ことし新しく初めて卒業生を出したと。それにつきましては、それなりの成果があったというご説明を今伺ったところです。

やはり今ここだけを差別するわけじゃありませんが、やはりある一つの目玉としてここを育成していただきたいというふうに思うわけでございますね。

実は、ちょっとその国際人文科について我々がこだわりを持ちましたのは、昨年でしたが、採択の教科書が国際人文科も普通科と同じものを使うということがありましたので、生徒の学力に応じということでそういうご配慮だったのかもしれませんが、やはりある程度引っ張り上げていくような、一口にいえば若干高度のものを、この学生にとって厳しいかもしれないけれども、それに食いついていくような、そういう教科書が望ましいというご意見が去年

ちょっとあったんですね。

ですから、そういう点もありまして、市立高校の特に国際人文科についてご配慮というものをひとついただきたいなというふうに思っております。

それじゃもう1点伺いたいんですが、これは、去年でしたか、日本史の採用について、若干問題というのか、いろんな全国的な問題がございましたので、そういう点で、日本史のBというのが、これは特に新しく新日本史の改訂版というのを山川出版社の、これ3年が普通科と国際人文科と両方使っているわけですが、新しくお選びになっているんだけど、ここでのご配慮はどうなったんでしょうか。

市立松戸高等学校校長 その点につきましても、教科担当、それから私、教頭、それから教務含めて検討いたしました。主な理由としましては、日本史が現時点では3年のカリキュラムに組まれているということもありまして、進路を意識した授業展開ということがありません。

それから、特に観点としては、変えた理由ですが、歴史の概略の把握、それから授業時数に関する中で、明らかにこれはいろいろ報道等を通じてしておりますが、そういう矛盾するものをある程度以上に両立して達成せねばならないということ、それから日本史に与えられた役割に加えて、このような観点を重視したことを行っていかなくてはならないということを中心にしながら選択をいたしました。

特に、今回の教科書の特色としましては、古代から現代まで、通史として非常に両立している、それから政治、経済を初めとして文化、社会史まで幅広い分野で授業で取り扱うことができる。それからあと内容が豊富で用語数が比較的多いと。そういうふうなことから含めても生徒が自宅学習に行う際に理解されやすく、十分活用できる。それから、資料として地図等も採用されておりますが、オーソドックスなもので、非常にその辺理解しやすいというようなことで、授業展開においてはそういう意味で支障がないだろうというような観点でこの教科書を選びました。

以上でございます。

委員長 わかりました。

この7ページにあります理由書、これを読ませていただきましたけれども、その点はよくご配慮があるというふうに私自身も理解いたしましたので、ここはやはり十分そういう点もご配慮をひとつお願いしたい。

市立松戸高等学校校長 十分に考慮しまして行いました。

委員長　ここに近隣諸国との関係等々とございまして、いろいろご配慮があった……、

ほかよろしゅうございますか。何かご質問……

檜山委員　ちょうどこれ新規採用と継続採用、半々ですよね、数字的に。その辺で非常に慎重に綿密に選択をされたと思いますが、何かこういう点で新しいものに対する期待とか、市立高校の特色を出そうとか、そういったような意欲のあらわれでしょうか。何かその辺のコメントをいただきたいんですけども。

市立松戸高等学校校長　これは私の教育的な観点になると思いますが、やはり市のグレードを上げていきたいということがまず第一であります。やはり進学をする、または将来自分が責任ある、生きがいのある職業につくということは、やはり日常の生活の中で意識が高くなければこれは成立しないものであるということで、日常の学校での学習活動等を通じて、そういう意識を高めていくというようなことで、これを日常指導する上で、レベルが上がればそれなりにその分、それに適した教科書を採用していきたいという方針のもとに、これからも臨んでいきたいというふうに考えています。

飯沼委員　せっかいいい教科書を新しいのを選んで頑張ってくださいとありますので、期待し、楽しみにしていきたいと思います。と同時に、今近隣諸国の話が出たんですが、やはり今の若い人が自分の日本の歴史とか国語とか、日本の文化とか大事になさるということを校長先生がおっしゃってくださりまして、大変いいことだなと思います。そんな意味で、こういう近隣諸国の教えるに当たって、こういう教科書を使いながらなさると思うんですけども、ご存じのとおり、松戸に国際交流協会というのがありまして、その中で松戸市国際文化大使という20名程度、各国からの代表者を、1年間、文化大使で選んで委嘱しています。そして各学校に小・中・高・大、あるいは各英語サークルとか、あるいは文化サークルにも自由にその文化大使はお呼びして勉強する機会があるというふうになっているんですが、まだ周知徹底してませんで不十分なんですけれども、最近小学校で大分ご利用いただいて、中学校にも行っているようです。

たまたまきのう国際文化大使の皆さんとの1年間の報告会がありまして、今回で4年目なんですけれども、台湾の方から、私たちの国のことをいろいろ説明するんですけども、余りにも日本人たちは台湾のことを知らない。我々は学生時代、随分台湾は勉強させてもらいました。最近中国が主体的になりますから、政治的な問題というのは非常に難しいことなので、それは別にしまして、せめて松戸市にいらっしゃる文化大使、あるいは松戸市に住んでいる70カ国近くの外国人の方、そこから選ばれた国際文化大使なんですけれども、例え

ば韓国の問題にしてもしかり、それから中国の問題もしかり、あるいはミャンマーとかスリランカ、昔のセイロンですけれども、そういうところから代表者が来ています。いろんな国から来ているんですが、彼らは自分の国を説明したい、と同時に、日本人にも会いたいという気持ちを持っています。

ですから、例えばたまたま近隣諸国の勉強をされていて、韓国の勉強をしている、あるいは台湾、中国の勉強する、ミャンマーの勉強をする、あるいはパキスタンとか特に東南アジアですね、非常に多いです。そういう各国、東南アジアのみならず世界の国々との交流をして事実を知るということを国際交流協会は力を入れているところですが、そういう意味で、何か機会があったらぜひ文化大使を、今70カ国の中で大体十二、三カ国の方が文化大使になって、20名近くいますので、今度また9月から新しく希望者を募ってお話し合いをして委嘱をするんですけれども、そういう松戸にいらっしゃる方との交流の機会も、多分進学の準備とか何かで忙しいでしょうけれども、機会があったらぜひご利用いただいたらいいかなというふうに思います。というのは、これをしますと、かなり市立松戸高校でしかできないものがあり得ると思います。国際文化大使という制度は千葉県で一度したんですけれども、今松戸が大変皆さんのご好評を得ていますので、意外とすんなりと自然に入って、若い学生さんに、生徒さんにお国の文化とか歴史とか現実の問題の報告会なんかできるかなと思いますので、そういう意味で視野を広げる意味で、ワールドサッカーではありませんけれども、サッカーで一遍にアフリカの国のことも知るようになった現実、そしてまたヨーロッパもしかり、ラテンアメリカもしかり、いろんな国と合う機会もできたと思うんですが、現実にサッカーしなくても松戸には外国の人がいっぱいいますから、そういう機会をつくっていただいたらありがたいなという要望を出させていただきます。

委員長　ほかよろしゅうございますか。

じゃ最後にちょっと一つ、注文ばかり申し上げて恐縮なんですけど、英検の2級とか、そういういろんな全国的な標準を見る試験ありますよね、TOEICとかTOEFLとかね、やはりだんだんとそういうようなものを挑戦させるというんでしょうか。何か高い目標に向かって努力することをひとつぜひお願いをいたしたいと思っております。

ことはとりわけ教科書につきましては、先ほどのご説明にありましたとおり、2週間早くというか、時間をかけて慎重な手続を経てよくお選びいただいたと思います。武井校長先生になられ、高等学校、とりわけ清潔かつ非常によくなったという評判でございますので、どうぞひとつこれからも、やはりこれは市民の負託にこたえなきやいけませんのでよろしく

お願いしたいと思います。

教育長 私も……、今回の教科書選定に当たりましては、選定経過の客観性と公平性に配慮していただきました。選定を通じて市立松戸高校の実情、生徒の実態を踏まえた学校経営の目標が少しずつ明確になってきたように思います。そういう方向が出てきたことをまず評価したいと思います。

一方では、教科書コンニャク説といって、俗説に近いものかもしれませんが、そういう説もあります。これは100%信じないまでも、確かに教科書によって生徒の学力が上下したり、意欲、態度に大きな影響を与えるというのは、ちょっとそれは無理だろうと。教科書を使って生徒を指導する、これ教員の力量やそれこそ態度、意欲によって相当変わってくるんだらうというふうに思います。どんなに公明正大な教科書選定プロセスを踏まえても、いわゆる教える者の知識、ノウハウはもとより、全人格をぶつけてやるような教育をお願いしたいなと思います。教科書を目標とするのではなく、教科書によって目標を達成する、こういうふうな視点で今後も進めていただけたら大変ありがたいと思います。

以上です。

市立松戸高等学校校長 今、ご指導いただきまして、現在私が生徒、または職員の方に望んでいるのは、世の中の動きに総合的に対応できる、相手の立場、考えを大事にすることができる、そういう人間性で見識を有する人格者を育てるということを念頭に置きたいというふうに考えております。そのためには環境の整備、それからよい習慣、これをつけていくことが第一だろうと。いい習慣がつけば、チャレンジの精神が出てくるし、難しい教科書、難しい教科内容にも挑戦していくと、そういうふうになればしめたものだなというふうに、そこを到達目標としてこれから努力していきたいというふうに考えています。よろしくご指導お願いいたします。

委員長 いろいろ注文がましいことを申し上げて大変失礼をいたしました。

それでは、議案の第55号につきまして採決させていただきます。

議案第55号 松戸市立松戸高等学校で使用する教科書の採択に関しまして、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、原案どおり決定させていただきました。ありがとうございます。

議案第56号

委員長 それでは、次に議案第56号「平成15年度使用小学校及び中学校用教科用図書の採択について」を議題といたします。

ただいまは市立高等学校ですが、この議案の第56号は小学校及び中学校の教科用図書の採択についてでございます。本議案につきまして、教科用図書の採択につきましては、ご承知のとおり、採択協議会の結果通知を受けまして、これは6市2町で組織しております東葛地区の採択協議会ですが、その結果通知を受けまして、本市と同様に各市町教育委員会で教育委員会会議を開催することになりますが、それぞれの開催期日につきましては、各市町教育委員会の裁量ということになっております。

したがって、本市も含め、各市町教育委員会の決定が相互に影響を及ぼすことなく採択を行うこと。そういうような採択協議会で申し合わせがございますので、どこがどこで何をしたということが事前にわかるのは適当でないということだろうと思います。そういうことで、本議案の審議は秘密会とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条によりまして、決をとらせていただきます。

これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、本議案にかかわる教育委員会会議をこれより秘密会といたします。

それから、秘密会は議事録を取っていないところなのですが、本案件をめぐる社会的な状況というものを勘案いたしまして、秘密会ですが記録は残しておきたいと思っております。

また、会議の結果につきましては、8月16日以降に公表できるものとしたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、その点についてもご異議がないものと、そのように取り計らわせていただきます。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項の規定によりまして、これから指定する職員以外の職員及び、傍聴人の方は大変恐縮ですが、ご退席をお願いいたします。

会の参加者を申し上げます。

学校教育担当部長、同審議監、生涯学習本部審議監、企画管理室長、学務課長、指導課長、

指導課長補佐、指導課指導主事、保健体育課長、教育研究所長、同じく補佐、以上でございます。

(指定職員以外一時退席)

委員長 それでは、議案の説明につきまして、まずお願いしたいと思います。

指導課長 指導課でございます。よろしくお願いいたします。

議案第56号 平成15年度使用小学校及び中学校用教科用図書の採択についてでございます。平成15年度使用小学校及び中学校用教科用図書について決定するというものでございます。

提案理由はそこにありますとおり、平成15年度使用小学校及び中学校用教科用図書について義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、いわゆる教科書無償措置法第13条により、教科用図書東葛飾地区採択協議会にて小学校及び中学校用教科用図書が採択されましたので、地教行法第23条に基づきまして、松戸市教育委員会として審議し、決定するためということでございます。

1枚飛んでいただきまして、ただいま申し上げました教科用図書東葛飾地区採択協議会会長、荒木順より平成15年度使用小・中学校用教科用図書の採択の結果についての通知がございます。このことについて、下記のとおり第2回教科用図書東葛飾地区採択協議会にて決定しましたのでお知らせしますということで、1、平成15年使用教科書は平成14年度と同一の教科書を採択する。2、学校教育法第107条の規定による教科用図書は採択しないものとする。この2点でございます。

補足の説明をさせていただきますと、今の1につきましては、小学校におきましては、平成14年度から平成16年度までの3年間、中学校におきましては、平成14年度から平成17年までの4年間使用するという規定がございます。それに基づきまして同一の教科書を採択するというものになっているものでございます。

2番目の学校教育法第107条の規定による教科用図書でございますが、この第107条に規定する教科書につきましては、高等学校中等教育学校の後期課程、盲・聾・養護学校並びに特殊学級においては、当分の間文部大臣の定めるところにより、学校教育法第21条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができるというふうに規定されております。

したがって、教科用図書以外の図書を採択するかどうかということで、採択しないものとするという結論でございます。

1枚戻っていただきまして、本市の平成15年度使用小学校及び中学校用教科用図書の採択

については、1、平成15年使用教科書は平成14年度と同一の教科書を採択する。2、学校教育法107条の規定による教科用図書は採択しないものとするということでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

何かご質問ございますか。

では私から。学校教育法第107条本というものですよね。これは特殊学級用のものでしょう。それで、第107条の規定による教科用図書は採択しないものとする、これはどういう意味ですか。

指導課長 ただいま現状をお出ししますが、第107条に規定しているものというのは、検定教科書と文部科学省著作の教科書以外のものがいわゆる第107条本というものです。検定教科書というのは、通常学級で使っているものですね、次に文部科学省著作の教科書が印のついた本というのがございます。この本というのは、小学校では1つ、2つ、3つまでの印がついています。中学校では4つということになります。これ以外の図書が第107条本ということです。(本と第107条本の見本を配布)そこに行きましたでしょうか。

委員長 そうですか。要するに特殊学級で使用する教科書には本、検定教科書、それがあって、それ以外に文部科学省の検定を受けていない一般図書の第107条本があるということですね。

指導課長 そうですね。3種類がありますが、松戸市では、検定教科書と本を使用するということです。第107条に規定する一般図書は文部科学省の方にリストがありまして、この種類が大変多くありまして、例えば国語ですと25種類ございます。例えば「みんな仲間」とか「おむすびころりん」とか、そういう絵本になっております。

委員長 じゃもう一度伺いますけれども、第107条の本を採択しないということは要するに本、あるいは通常学級で使う検定教科書を使いますよと、そういうことですね。

指導課長 そうです。

委員長 よろしゅうございますか。

生涯学習本部審議監 私自身、この採択協議会に教育長の命を受けて参加してまいりました。行くに当たりまして、教育長からいろいろとご指示いただいたわけですが、松戸市が今まで従来第107条本の使用はしていないと。現実的に文部科学省の検定用教科書、並びに先ほど説明ありました本の1、2、3、そういうものを従来使っていて、これについて支障、

その他私どもの方の耳に入ってきていないので、オーケーという判断のもとに採択しないという形で参加してまいりました。

協議会の様子なんですけれども、ちょっと若干ご説明させてもらいたいと思うんですけれども、閲覧者は場所は3カ所あるわけですが、合計286名、これ7月4日現在ですけれども、従来と違うものは、感想が書かれていました。感想は11名から出ていたわけですけれども、この特殊教育に関する107条本の感想はゼロです。それじゃ何かといいますと、前回ありました歴史教科書に関するものばかりであったということでした。

東葛管内で従来ずっと使っていないわけですが、その理由といたしまして、1つはこの107条本を学校で児童用図書、また学級図書として購入し、資料として随時子供たちが触れているということ、それからもう1点が、保護者がやはり同じ学校の中で子供たちがこれを配られることに非常に抵抗感がある。ですから、同じ学級、同じ学校の子供たちということで同じ教科書が欲しいという意向は、非常に東葛の場合は強いということになります。

最後に3つ目ですが、今交流教育が非常大事だと言われてます。普通、通常学級では、教科用図書を使っているわけです。しかし子供たちは第107条本しか使っていないとすれば、その交流の成果が薄れるんじゃないかと懸念される。このような大きな3点を理由にして、東葛の方では従来使っていないということでありました。

これをもとにして協議をしたわけですが、やはりこの3点の理由は子供たちに非常に大きく比重を占めるんじゃないのかということが論議されました。最終的には採択をしないとなったわけですけれども、今後ということで、子供たちにいろいろの場面で学習機会をとらえるということで、107条本についてももう少し幅広い意味で資料をもとに勉強をする必要があるんじゃないのかという附帯事項がついて採択をしないとなった経緯がございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。お聞きのとおりでございます。私もよく理解しておりませんでした。わかりました。

何か先生方、ご質問ございませんか。

飯沼委員 こういう幼稚園で使っているような絵本とか、こういうのはだれがというか、たくさんあると思うんですけれども、これだけに限定しているわけじゃないんでしょう。まだほかにもあるわけでしょう。例えば、「はらぺこあおむし」、これ幼稚園でよく読んでますけれども、こういう五味さんのものも見てますし、どういう中から選んでいらっしゃるのか、ひとつお尋ねします。

指導課長 選定資料を今お渡しいたしました、その中に既に何点か絞りこまれて出てきております。

飯沼委員 ああ、そういう中からね、わかりました。どういうあれで選んでいらっしゃるのかなと思ったものですから。

委員長 いわゆる正式な検定は受けてないけれども、文部科学省で目は通されているということですね。よくわかりました。ありがとうございます。

先生方、何かご質問ほかにございますか。

(発言する者なし)

委員長 それじゃこの56号につきましては、原案どおり決定してよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それじゃ、原案どおり決定させていただきます。

以上で秘密会終了いたします。

生涯学習本部審議監 一点だけ確認させていただいてよろしいですか。

東葛管内すべての教育委員会議ですが、8月15日までは非公開となっておりますので、その旨ご確認願いたいと思います。

以上です。

委員長 わかりました。今審議監からご注意ありましたように、それから一番最初にちょっと申しあげたように、8月16日以降この松戸市の教育委員会としての採択の結果を公表するわけですね。ですからそれまではちょっと秘密ということでございますので、どうかひとつよろしく願いたいします。

いずれにいたしましても、これ原案どおり決定いたしました。

議案第57号

委員長 引き続き議事を進めてまいりますが、議案第57号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明ください。

保健体育課長 議案第57号についてご説明申し上げます。

松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に

関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

提案理由でございますけれども、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定めている政令に基づき定められている長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額が改定されたことに準じて、同限度額の改定をするためでございます。

3枚目に規則案の新旧対照表がございますけれども、多少の増減がございます。これは国家公務員災害補償法の規定により、人事院が定める額を考慮して定められるものでございます。

委員長 要するに、政令が改正になったので、それに伴って、市としても変えるということですね。

ごらんのとおり、現行と改正案の左右対照になっております。これ何ですか、安くなっちゃったんですか。

保健体育課長 はい、多少の増減がございますが、ふえているのが最高限度額で3点、あとは少しずつ減っております。

委員長 何か1円高くなったりすごく細かいんですね。

先生、何か。

檜山委員 何お任せいたします。

委員長 それでは、議案第57号決定してよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それじゃ、ご異議ないものとして原案どおり決定いたしました。

どうもありがとうございました。

それでは用意いたしました議案は以上でございます。

その他

委員長 それでは、その他ということで、室長、どういう順序でいったらいいですか。

企画監理室長 まず、こども課長の方から、その次に博物館の所長の方からですね。

こども課長 こども課長です。

今回、改めて配布しました名簿は、前回6月13日に開催されました教育委員会会議におきまして、一部誤解を招く表現をいたしました。深くおわび申し上げます。改めまして、きょう現在の松戸市少年センター運営協議会委員の名簿を配付させていただきました。

今後ともひとつよろしく願いいたします。

委員長 6月13日の時とどう違うわけですか。

こども課長 4号委員の学識経験者で山田英夫委員さんのところが、前は社会教育委員長というふうに記載した名簿をお配りしました。今回は、元社会教育委員長ということで、改めて名簿を作成しました。

委員長 ああ、そうですか、わかりました。

こども課長 よろしく願いいたします。

委員長 この間の資料のときは、まだ山田さんが社会教育委員長だった時点だったんですよね。

こども課長 そうです。

委員長 わかりました。ありがとうございました。

それでは、その次は博物館ですか。

博物館長補佐 ご説明させていただきます。博物館次長、ちょっと勤務で出ておりますので、代理で私どもの方からご説明いたします。

お手元に、弥生人の脳発見、とっとり青谷上寺地遺跡展でございますが、このご紹介をさせていただきます。

2枚目に開催要項がございます。会期といたしましては、ことしの7月20日土曜日から8月18日日曜日までの26日間を予定しております。会場は松戸市立博物館、主催、後援、協力は記載のとおりでございます。

その展示の内容でございますが、これは新聞等でご承知の先生方も多いかと思いますが、鳥取県の青谷上寺地遺跡という遺跡で、日本で初めて弥生人の脳が発見されました。かなりマスコミ等でも取り上げられたんですが、この脳が3点ございまして、そのうちの1点を借用して、それを中心に展示を行うということでございます。

その弥生人の脳に関しましては、現在、江戸東京博物館で頭蓋骨とその脳の部分だけを展示しておりますが、きのうまででその展示が終わりまして、先ほど連絡ありましたが、博物館に搬入されたということでございます。それ以外の資料、約500点ございますが、この遺跡の資料を全体として展示するのは、鳥取県以外ではこれが初めてになります。

この展示が開催されるきっかけになりましたのは、いわゆる二十世紀梨、先ほども話題になりましたが、二十世紀梨の取り持つ縁と申しますか、二十世紀梨、松戸で生まれまして、それが今鳥取県で中心的な作物になっているわけですが、その松戸で生まれたということに関して鳥取県の方々が非常に現在でも感謝されておりまして、しばしば松戸にいらしているんな交流を重ねております。その交流の一環として、今回この展示が県外では初めて松戸で開催されるということになった次第でございます。

この開催要項の右側の方に主な展示物等がございますが、あわせまして、記念講演会、これも鳥取県外では初めての試みになりますが、実際に発掘調査を担当いたしました調査員が遺跡調査報告として発掘調査の様態、そしてこの弥生人の脳をある意味で発見いたしました鳥取大学医学部の井上先生が講演をされます。

この脳というのは、実際に発掘されたときには現地ではわからない状態で、頭蓋骨があって、それを分析のために鳥取大学医学部に運びましたところ、何か重いということで、この井上先生が何かあるのではないかとということでCTスキャンをとられまして、そして、何か見えるということで、脳外科手術のように脳の小葉部分をドリルでカットしてぱかっとあけましたらば、そこに脳があったという大発見につながったわけですが、現在DNA分析等の調査が進んでおります。そういった資料が展示されますので、ご報告申し上げます。
委員長 ありがとうございました。

これあれですか、青谷上寺地、そうですね、二十世紀の取り持つ縁、こんなことでございます。

何かご質問ございますか。

教育長 小、中学生が見に行くようには……。

学校教育担当部長 休みの期間中になりますので、一応土曜日は小・中学生が観覧無料になる予定ですので、社会教育課の方で学校に見に行くようにという形の指示を何らかの方法で早急に出していただくようにしたいと思います。

まず見ることはもうないかなと思うぐらい貴重なものだと思いますので。

委員長 学校ちょうど休みになっちゃうんですか。

学校教育担当部長 そうです。20日から休みですので。土曜日はもうこれただで見られるということですので。

委員長 いろんなこういう好奇心を子供に植えつけるのにいいかもしれません。

それでは、室長、今度は。

企画監理室長 特にございません。

委員長 それでは次回の方を決めましょうか。次回はどうしたらいいですか。

企画監理室長 定例でいきますと、8月の第2木曜日、8日となりますので、8日の木曜日、午後2時からこの5階会議室ということでいかがでございましょうか。

委員長 先生方、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは復唱いたします。次回の会議開催日、8月8日木曜日、午後2時から、当5階会議室ということでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

閉 会

委員長 きょうはありがとうございました。これで閉会させていただきます。

閉会 午後 3時18分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸教育委員会委員長

松戸教育委員会委員